

令和 7 年 12 月

読者各位

株式会社日本法令出版部

通勤手当の非課税限度額の改正について

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げされました。

◆自動車通勤手当の非課税限度額を引上げ

11 月 19 日、「所得税法施行令の一部を改正する政令」（政令第 380 号）が公布されました。

これにより、通勤のために自動車を使用する従業員等に支給する手当の非課税限度額が、下記のとおり引き上げられました。

- ・ 通勤距離片道 2km 以上 10km 未満 1 月当たり 4,200 円 → 改正なし
- ・ 通勤距離片道 10km 以上 15km 未満 1 月当たり 7,100 円 → 7,300 円
- ・ 通勤距離片道 15km 以上 25km 未満 1 月当たり 12,900 円 → 13,500 円
- ・ 通勤距離片道 25km 以上 35km 未満 1 月当たり 18,700 円 → 19,700 円
- ・ 通勤距離片道 35km 以上 45km 未満 1 月当たり 24,400 円 → 25,900 円
- ・ 通勤距離片道 45km 以上 55km 未満 1 月当たり 28,000 円 → 32,300 円
- ・ 通勤距離片道 55km 以上 1 月当たり 31,600 円 → 38,700 円

改正後の非課税限度額は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

このほか、国税庁から改正関係のリーフレット、記載例、Q & A、動画が公表されています。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

<この改正が関係する書籍>

- 7年版 初心者にもよくわかる 給与計算マニュアル
- 7年版 源泉徴収税額表とその見方
- 令和7年度税制改正 基礎控除・給与所得控除・特定親族特別控除等の実務
- 令和7年版 これだけでOK 速攻！年末調整
- 7年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務